

## 現場説明書追加事項

工事名 京橋・瓦橋共同溝照明更新工事

工 種	種 別	説 明 事 項
	技術者の適 正配置	<p>1. 請負代金額 4,500万円以上の工事については、主任技術者又は監理技術者は専任とする。ただし、当初契約時における「請負代金額」は「許容価格」と読み替えて適用する。</p> <p>2. 専任となる期間は、工事着手日から工事検査日までとし、修補等の指示を受けた場合は修補完了日までとする。          なお、この期間における技術者の変更は基本的に認めない。ただし、病気・退職等やむを得ない特別な事情がある場合は、この限りではない。この場合、変更となる事由を書面にて本市に申し出、承認を得ること。</p>
	施工時間帯	<p>1. 本工事の施工時間帯は昼間施工（8:00～17:00）で考えているが、関係機関との協議により、これにより難しい場合は監督員と協議すること。</p>

工 種	種 別	説 明 事 項																				
一般事項	建設副産物	<p>本工事から発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）及び産業廃棄物は、下記の再資源化施設に搬入するものとし、その再資源化等費（処分費。なお、岡山県内で処理する場合には産業廃棄物処理税相当額、又は、産業廃棄物の処理に係る税の条例が施行されている他の県で処理する場合には各県の産業廃棄物の処理に係る税相当額を含む。）については、見積単価を採用している。なお、運搬に先だち受入条件等を確認し、監督員に報告するものとする。</p> <p>また、下記再資源化施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。但し、現場条件や数量の変更等、受注者の責によらない事項についてはこの限りではない。</p> <p>特定建設資材廃棄物（建設リサイクル法）</p> <table border="1" data-bbox="515 651 1439 763"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>処理場所</th> <th>処理施設名</th> <th>片道運搬距離</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>産業廃棄物（建設廃棄物処理指針）</p> <table border="1" data-bbox="515 887 1439 999"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>処理場所</th> <th>処理施設名</th> <th>片道運搬距離</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蛍光灯</td> <td>倉敷市中島地内</td> <td>(株) こっこー</td> <td>L=22.9km</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 受入条件については、下記のとおりとする。  1) 受入時間帯は、平日の8:00~17:00を予定している。  2) ゴミ等を混入させないこと。</p>	種 別	処理場所	処理施設名	片道運搬距離	備 考	—	—	—	—	—	種 別	処理場所	処理施設名	片道運搬距離	備 考	蛍光灯	倉敷市中島地内	(株) こっこー	L=22.9km	
種 別	処理場所	処理施設名	片道運搬距離	備 考																		
—	—	—	—	—																		
種 別	処理場所	処理施設名	片道運搬距離	備 考																		
蛍光灯	倉敷市中島地内	(株) こっこー	L=22.9km																			



工 種	種 別	説 明 事 項
一般事項	その他	<p>10. 本工事は、アスベストの事前調査が必要な工事である。  元請負業者は、事前調査及び撤去工事を以下の通り実施すること。  ・事前調査及び撤去については、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則により実施すること。  ・「建築物」の調査にあたっては、有資格者による調査を実施すること。  ・令和2年11月30日付け環境省通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について」にて示されている「建築物」及び「工作物」（報告の対象外工作物あり）の事前調査結果については、石綿含有建材の有無に関わらず、発注者へ書面で報告及び都道府県知事等へgBizID（法人・個人事業主向け認証システム）にて報告を行うこと。  ・工事着手前までに事前調査結果の掲示（様式A3以上看板を設置）すること。  ・除去等作業の結果は、発注者へ書面で報告しなければならない。</p>
施工一般	一般事項	<p>1. 施工中の民地への通路は確保するものとし、形態等については別途監督職員と協議すること。</p>

工 種	種 別	説 明 事 項
仮設工	一般事項	<p>1 足場材は、任意仮設として積算内容を示したものである。よって、工事目的物を完成させるための一切の手段については、受注者の責任において定めるものとする。</p> <p>2. 仮設の施工に当たっては関係法令要綱、指針及び現地条件を勘案のうえ、工事の安全を十分考慮して施工しなければならない。</p>
	交通誘導警備員等	<p>1. 交通誘導警備員を下記の通り見込んでいる。 交通誘導警備員 A（昼間交替要員無し） 30人 なお、配置場所等については、監督員と協議すること。</p> <p>2. 本工事は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、交通誘導警備員 A を 1 人以上配置するよう、岡山県公安委員会が認定した路線の工事である。</p>
	足場等設備工	<p>1. 足場材として、以下のとおり見込んでいる。 高所作業用脚立等 一式</p> <p>2. 現地の状況により他の仮設の必要性が生じる場合は、監督員と協議すること。</p>